

---

# 寒剤容器登録マニュアル

## (箱崎地区センター限定)

- ① 目的
- ② 登録可能な容器
- ③ 容器登録方法

## ① 目的




- ✚ 容器登録は、低温センターを利用するすべての寒剤容器に対して行います。
- ✚ 容器登録により、容器それぞれの所有者や検査日等の情報を管理することで安全な供給体制を構築でき、また以下の方法により、利用者の皆様が円滑に寒剤供給を受けることができます。

・ 容器登録により利用可能な設備・装置

- 1、伊都地区センター 寒剤発注管理システム
- 2、箱崎地区センター 液体窒素自動供給装置

## ② 登録可能な寒剤容器

- ✚ 液体窒素容器 : 5 リットル以上の容器（これ未満は相談）
- ✚ 液体He容器 : 制限なし

(例 1) LN2 10 L 容器	(例 2) LN2 大型容器	(例 3) LHe 容器	(例 4) LN2 1 L 容器
			
○ 登録可能	○ 登録可能	○ 登録可能	× 登録不可

### ③ 容器登録方法

- ✚ 容器登録は以下の手順で行ってください。
- ✚ 登録可能日は週2日（火曜・木曜）9：30～11：30、13：30～16：30となります。

手順 ①	低温センターHPから「箱崎地区」→「寒剤の利用」ページに入り（ <a href="#">こちら</a> ）、 「容器登録について」の欄から【容器登録申請書】をダウンロードします。
↓ ↓	
手順 ②	ダウンロードした【容器登録申請書】に必要事項を記入します。 ※ 容器は申請書1枚につき4個まで登録可能です。 それ以上の容器を登録する場合は2枚目に書いてください。
↓ ↓	
手順 ③	対象の容器と容器登録申請書を低温センター箱崎地区センターに持参します。 ※ 空重量を測定しますので、 <b>容器は完全に空の状態</b> にしてください。
↓ ↓	
手順 ④	職員が容器登録を行います。 （登録可能日：火曜日・木曜日）  容器登録が完了すると容器に バーコードを貼りつけます。  これにて容器登録は完了です。
	